

いじめ防止基本方針 (改訂版)

平成26年4月1日
(平成30年4月1日改定)

川南町立川南小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

川南小いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための対策	5
(1) 教育相談	
(2) 児童理解のための研修	
(3) いじめ・不登校対策委員会（えがお推進委員会）	
(4) 基本的対策	
ア いじめの未然防止のための措置	
イ いじめの早期発見のための措置	
ウ 人材の確保及び資質の向上	
エ ネット上のいじめへの対策	
オ 啓発活動	
(5) 学校におけるいじめに対する措置	

2 いじめの防止等に関する措置	7
-----------------	---

(1) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止の措置
イ 早期発見の措置
ウ いじめに対する措置

3 重大事態への対処	8
------------	---

(1) 重大事態の発生と調査
(2) 重大事態の意味

第3 いじめの実態調査アンケート様式等（様式1～3、7・8）

第4 いじめの発見のためのチェックリスト（様式4～7）

第5 いじめ問題への対応マニュアル、いじめ対応メモ

資料1 学校いじめ防止プログラム

資料2 学校におけるいじめの防止等のために職務別ポイント

資料3 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

資料4 教室や家庭でのいじめのサイン

資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に、本校に在籍し一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場には立つが、多様な態様があることから、いじめに該当するか否かの判断は、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する方法をとる。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「本校のいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、適切に対応していく。
- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を行うとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を遺わず指導するなど、柔軟な対応をとることもある。ただし、このような場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」との情報共有は行っていく。
- (6) 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - 脆くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話を遣って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に所轄警察署に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに所轄警察署に通報することが必要なものが含まれる。
そのような場合については、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮のもと、早期に所轄警察署に相談・通報のうえ、所轄警察署と連携した対応を取ることもある。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。また、「暴力を伴わないいじめ」でも、繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。
- (2) いじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかつた児童徒は1割程度、加害経験を全くもたなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

ア いじめには、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点から、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる継続的な取組を行う。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じ促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行う。

オ いじめの問題については、取組の重要性の認識を広め、家庭や地域と連携し、一体となって普及啓発する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のため、職員間の報連相を密にして実態把握を行うとともに、チェックリストを活用した研修等も実施し、児童のささいな変化に気付く力を高める。

イ いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

ウ 特に、保護者とは、担任が連絡を密にし児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意しながら、状況の把握に努める。

エ いじめの早期発見のため、毎月のアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

ア いじめのあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を行う。

イ いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

(4) 地域や家庭との連携

ア PTAや学校関係者評価委員、地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

イ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築しておく。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための対策

(1) 教育相談

- ア アンケートの集約・分析
 - ・毎月第1火曜日、朝の活動の時間にアンケートを実施
 - イ アンケート内容を基に、朝の活動の時間等に教育相談を実施

(2) 児童理解のための研修

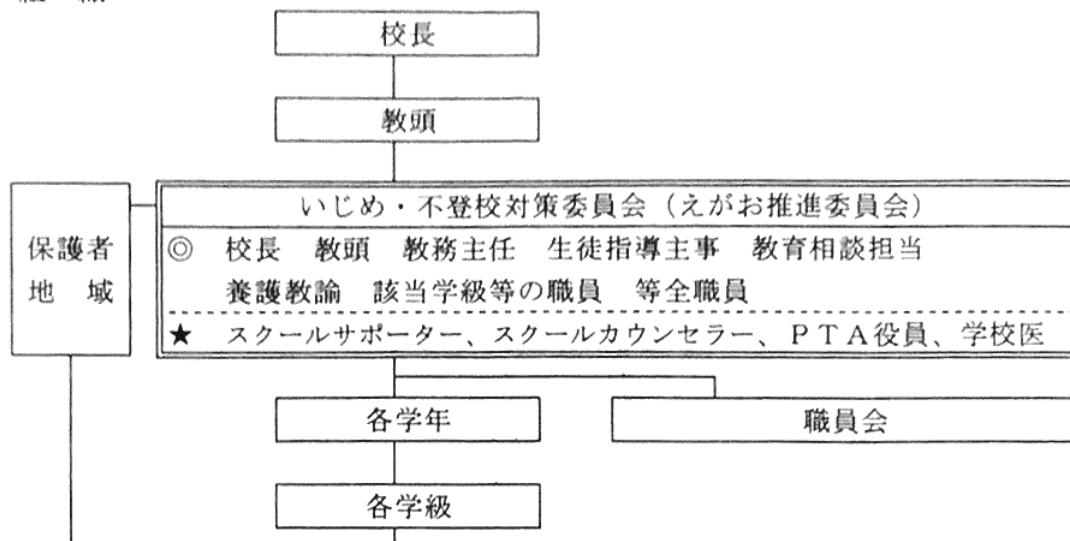
- ア 事例報告・教育相談の進め方
- イ 学級における生徒指導の進め方

(3) いじめ・不登校対策委員会（えがお推進委員会）

ア 目的

いじめや不登校の未然防止や早期発見、即時対応に努めるため、アンケート等の実態調査を活用し、生徒指導の三機能を十分に生かすとともに、保護者や関係機関との綿密な連携を図りながら、いじめ・不登校、問題行動等の対応を協議し指導の徹底を図る。

イ 組織



- ① 毎月1回開催する対策委員会には、全職員が参加する。
- ② 問題が発生した場合は、適宜開催する。
- ③ ★印の職員等は、必要に応じ要請する。

(4) 基本的対策

いじめの防止等のための基本的対策については、次のとおり実施する。

ア いじめの未然防止のための措置

- (ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (イ) 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くために、話合い活動を取り入れた特別活動の充実を図る。
- (ウ) いじめの防止等に資する活動であって学校に在籍する児童が自主的に行う児童会活動やあいさつ運動、ボランティア活動などを支援する。
- (エ) 児童同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピアサポート活動を推進する。
- (オ) 児童に達成感や充実感を味わわせる、わかる授業や生徒指導の3つの機能（自己存在感、

自己決定感、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。

- (カ) 児童及びその保護者並びに教職員に、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

いじめに関するアンケート調査を実施し、教育相談等を通して必要な措置を講ずる。

- (ア) アンケート様式

- ① 様式1 教育相談調査（毎月の児童用調査）
- ② 様式2 いじめのアンケート調査（1～2年・3～6年：児童用）
- ③ 様式3 いじめのアンケート調査（保護者用）
- ④ 様式4 いじめの発見のための子どもサイン発見チェックリスト（家庭用）
- ⑤ 様式5 いじめの早期発見のためのチェックリスト（教師用）
- ⑥ 様式6 いじめに対応できる学級経営チェックリスト（教師用）
- ⑦ 様式7 学校生活についてのアンケート（学校評価：児童用）
- ⑧ 様式8 「学校評価」に関するアンケート（学校評価：保護者用）

- (イ) アンケートの実施方法

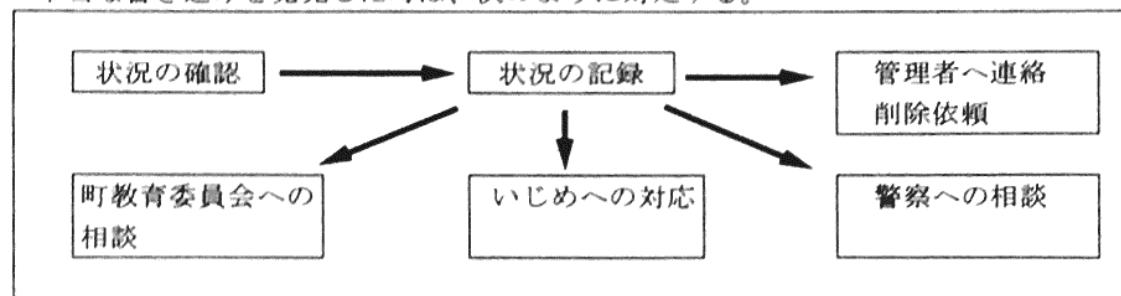
- ◆ 様式1は、実態把握・教育相談に活用・・・毎月実施
- ◆ 様式2・3は、必要に応じて実施
- ◆ 様式4～6は、日常的なチェックや研修会等で活用・・・年度当初配付
- ◆ アンケート⑦⑧は、学校評価として年2回実施

ウ 人材の確保及び資質の向上

- (ア) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導提要等の資料を参考に、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。
- (イ) 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者との連携を図る。

エ インターネット上のいじめへの対策

- (ア) 学校に在籍する児童及びその保護者が、発信された高度の情報性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、ネットいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。
- (イ) 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。
- (ウ) 不当な書き込みを発見した時は、次のように対処する。



オ 啓発活動

- (ア) いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等の具体的な内容等について、児童、保護者に対し、必要な広報その他の啓発活動を行う。
- (イ) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、家庭への支援を行う。

(ウ) いじめ相談窓口

いじめや嫌がらせなどの相談に対応するため、校内にいじめ相談窓口を置く。

(5) 学校におけるいじめに対する措置

ア いじめ等の実態が把握された場合には、速やかに町教育委員会に報告する。

イ いじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、教職員によって、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する指導を継続的に行う。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止等に関する措置

国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止の措置

(ア) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(イ) 未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(ウ) 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(エ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 早期発見の措置

(ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努める。

(イ) 教職員は、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

(ウ) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(エ) 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員や臨床心理士等が対応できる体制の構築に努める。

ウ いじめに対する措置

(ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(イ) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。

(ウ) 加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態が発生した場合及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

① いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イ 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態の意味

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

ウ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

エ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断した場合も、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

第3 いじめの実態調査アンケート様式等

〈様式1〉 教育相談調査

教育相談用紙		() 年	なまえ ()
1 <small>がつこう せんせい そうdan</small> 学校で先生に相談してみたいことはありませんか？ ひみつは <small>まち</small> 守ります。 正直に答えてください。			
がつこう たの 学校は楽しいですか？		せんせい そうdan 先生に相談したいことはありませんか？	
はい []	いいえ []	ある []	ない []
なぜですか？ []		どんなことですか（あるに○をつけた人） []	

「がっこうせいかつ」についてのアンケート

がっこうは、みんながたのしくべんきょうしたりあそんだりするところです。
こまっているひとがいたら、みんなでたすけあうところです。

みんながたのしくせいかつするために、つぎのしつもんにこたえてください。
○をつけてください。

ねん くみ なまえ ()

しつもん1 いまのがくねんになって、いやなことをされていませんか？

ア されている ~ アに○をつけたひとは、しつもん2・3・4へ

イ されてない ~ イに○をつけたひとは、しつもん4へ

しつもん2 どんないやなことをされていますか？

ア いやなことをいわれた。

イ なかまはずれにされた。

ウ たたかれたり、けられたりした。

エ おかねやもちものを、とられた。

オ おかねやもちものを、かくされたり、こわされたりした。

カ いやなことやはづかしいことをされた。

キ パソコンやけいたいでんわで、わるぐちやいやなことをされた。

ク そのほか ()

しつもん3 いまもいやなことをされていますか？

ア されている

イ されてない

しつもん4 せんせいに、そだんしたいことなどがあれば、かいてください。

「いじめ」についてのアンケート

「いじめ」は、人間として絶対に許されないことです。
学校は、いじめを絶対に許しません。いじめられている人を徹底して守ります。

みんなの力で、いじめを許さない集団づくりを進めるため、次の質問にあてはまるものを選んで、○をつけてください。

【いじめの例】

- ① ひやかされる・からかわれる ② 仲間はずれや無視される ③ たたかれる・けられる
- ④ 金品をたかられる ⑤ 持ち物をかくされる・こわされる ⑥ いやなことや危険なことをされる ⑦ パソコンや携帯電話など使って、悪口やいやなことをされる

年 組 名前 ()

番	しつもん	○でかこむ
1	わたしは、いじめを受けている	ある ない
2	わたしは、人をいじめている	ある ない
3	わたしは、いじめられている人を見たことがある	ある ない
4	わたしは、いじめられている人がいると聞いたことがある	ある ない
5	いじめで悩んだときは相談できる人がいますか	ある ない
6	いじめの問題など、悩んでいることや学校へのお願いがありますか	ある ない

【それは、どんなことですか】

1~4で「ある」と答えた人は、どんないじめですか

○印をつける

番	いじめ	○印をつける
7	冷やかしやからかいを受けている	
8	仲間はずれや無視をされている	
9	たたかれたり、けられたりしている	
10	お金や物をたかられている	
11	持ち物をかくされたり、とられたり、こわされたりしている	
12	いやなことや危険なことをされている	
13	パソコンや携帯電話などで、悪口やいやなことをされている	
14	当番や仕事などを押しつけられている	
15	机をわざと離される	

【そのほかにあれば、かいてください】

「いじめ」についてのアンケート調査

「いじめ」は、人間として絶対に許されないことです。学校は、いじめられている人を徹底して守ります。

今年度のお子様のことについて伺います。次の質問に該当するものをア～ウから選び、あてはまるものに○をつけてください。

【いじめの例】

- ① ひやかされる・からかわれる ② 仲間はずれや無視される ③ たたかれる・けられる
- ④ 金品をたかられる ⑤ 持ち物をかくされる・こわされる ⑥ いやなことや危険なことをされる
- ⑦ パソコンや携帯電話など使って、悪口やいやなことをされる

児童年組（男・女）

保護者氏名（ ）

※ 無記名でもかまいません

問1 子どもが、いじめを受けている（受けていた）。(具体的にご記入ください)

- ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない

問2 子どもが、いじめをしている（していた）。

- ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない

問3 いじめを見たり聞いたりしたことがある。

- ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない

問4 いじめ等の子どもについての悩みや学校への要望等があればお書きください。

第4 いじめの発見のためのチェックリスト等

(様式4) いじめの発見のための子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

家庭用子どもサイン発見チェックリスト

家族に心配をかけたくないという思いで、いじめられていることなどを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ず表情や生活態度に変化が表れます。

お子さんの変化を発見する手がかりとして、下記の項目を参考に必要に応じてチェックしてみてください。そして、気がかりなことがありましたら、すぐに担任等にご相談ください。



▲・・・登校するまでの変化

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違い、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする。
- 朝から体調不良を訴え、登校を渋る。登校班の集合場所に行きたがらない。
- 友だちの荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになった。
- 途中で家に戻ってくる。

▲・・・家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、体のあざや擦り傷があっても隠すようになった。
- 家族と過ごすことを避け、部屋に閉じこもり外出したがらなくなつた。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出したりするようになった。
- 食欲がなくなった。なかなか寝つけない。

▲・・・持ち物の変化

- 持ち物などがこわされたり、道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなったり、買い与えた覚えのない品物を持っていたりする。

▲・・・友だち関係の変化

- 遊んでいるとき、友だちから横柄な態度をとられている。友だちに横柄な態度をとる。
- 友だちの話をしなくなったり、いつも遊ぶ友だちと遊ばなくなったりする。
- 友だちから頻繁に電話がかかり、外出が増える。
- 友だちからの電話に出たがらなかつたり、遊びの誘いを断つたりする。
- いじめの話をすると強く否定したりする。

▲・・・家族との関係の変化

- 親と視線を合わせようとしない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話もさけるようになる。
- 親に反抗したり、弟や妹をいじめたりする。ペットなどにやつあたりする。



いじめの発見のためのチェックリスト

【いじめられている側のサイン】

場面	チ ェ ッ ク 項 目	チ ケ ッ	該当児
朝の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時刻が遅れがちになる。欠席が増える。 ・元気がなく、あいさつをしなくなる。 ・目線を合わせようとしない。 ・体調不良（頭痛・腹痛・吐き気等）を訴える。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室やトイレによく行くようになる。 ・用具・机・椅子等が散乱していることがある。 ・教科書・ノート等に落書きや汚れがある。 ・発言すると周囲がざわついたり冷やかされたりする。 ・グループ分け等で孤立することがある。 ・周囲の子が机や椅子を離して座ろうとする。 ・学習意欲がなくなる等、学習状況の悪化がある。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間も席を離れようとしない。 ・トイレにこもったり保健室に行ったりする。 ・笑顔がなく、表情が暗い。 ・一人でいることが多く、集団での行動をさける。 ・理由もなく服の汚れや破れがあり、擦り傷等が見られる。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・机を寄せて席をつくろうとしない。 ・体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。 ・笑顔がなく、周囲の子との会話がない。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・一人離れて清掃している。 ・清掃の片付けを一人でさせられている。 ・清掃後の授業に遅れて来ることが頻繁にある。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
帰りの時間	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りの会に遅れて来るグループや個人がいる。 ・配付したプリント等が特定の子にわたらない。 ・何か起きると特定の子が追究される。 ・あわてて下校したり、いつまでも学校に残りたがったりする。 ・鞄や靴、傘など持ち物にいたずらされる。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示作品や黒板、壁等にいたずら書きが見られる。 ・欠席の子のプリントを届ける友だちが少ない。 ・生活ノートや日記等に陰りのある表現が見られる。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

【いじめている側のサイン】

学校生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ・教室や廊下、階段等で数人が集まりひそひそ話をしている。 ・ある子にだけ、周りの子が異常に気をつかっている。 ・友だちの言動を、笑ったり、さげすんだりする反応がある。 ・特定の子の発言に周りの子が迎合する。 ・教師が近づくと急にその場の態度が変わる。 ・自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。 ・友だちからの声かけを意図的に無視している。 ・友だちとの会話に差別意識が見られる。 ・金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
--------	--	--	--

(様式6) いじめに対応できる学級経営チェックリスト

いじめに対応できる学級経営チェックリスト

評価基準 (4:十分できている 3:概ねできている 2:やや不十分 1:改善を要する)

	チ ェ ッ ク 項 目	評価基準			
		4	3	2	1
いじめをする	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に遊んだり話を聞いたりする時間をもっている。 ・学級の子に一日1回は声かけをしている。 ・掲示物の破れや教室の中や机やノートなどに落書きはない。 ・学級の中に、いつも一人で過ごす子どもはない。 ・一日の中で話をしない子どもがすぐに思い浮かぶ。 ・日記などを通じ、日常の子どもたちの変化を捉えるシステムがある。 ・隣の子どもと机を離すような気になる行動をする子はない。 ・忘れ物はなく学習用具などがきちんと準備できている。 ・給食をよく残すようになった子どもはない。 ・必要なときは男女で協力でき、男女の仲もよい。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
いじめに応じて対応する	<ul style="list-style-type: none"> ・ルール違反やいじめなどが起きたとき、毅然とした態度で指導している。 ・間違った答えをしたとき、笑ったりせず支え合う雰囲気がある。 ・子どもたちの係活動などが機能する、一人一人の役割分担がある。 ・掃除や給食の準備をしっかりとやろうとしている。 ・面倒なことにも積極的に取り組もうとしている。 ・困っている子どもがいると、声かけをしたりしてみんなで支え合おうとする姿がある。 ・気になる問題が起きたときは、その日のうちに家庭と連絡を取るなどの対応ができている。 ・問題があるときは、報告・連絡・相談のシステムが学校体制としてある。 ・問題が起きたとき以外にも、常に保護者との連携を密にとり、信頼関係が保てている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情報を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・休んでいる子どもに次の日の連絡を書くなど、その子を気にかける言動がある。 ・帰りの会などで何でも言い合える雰囲気がある。 ・問題が起きたとき、話し合いによって解決するシステムがある。 ・学級の出来事や様子について、学級通信などで知らせている。 ・学習の足跡がわかる掲示を心がけ、掲示物の更新を計画的に行っている。 ・問題があれば同僚職員に何でも気軽に相談できる。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆ 評価基準を点数として合計する		合 計			

※ 学級経営のどの部分に課題があるか自己評価し、改善に生かす。

(様式7) 学校生活についてのアンケート(児童用 学校評価)

平成 年度 学 校 生 活 に つ い て の アンケート

川南町立川南小学校

ねん 年	くみ 組	なまえ 名前	
---------	---------	-----------	--

☆ これは、みなさんの川南小学校をよりよくするものです。成績には関係ありませんので、思ったことを正直に書いてください。

質問 (そうだと思うところに○を書いてください。)		は い	ま あ ま り	い い え
1	学校に行くのが楽しい。			
2	先生や友だち、道で会った人などによくあいさつをしている。			
3	学校の勉強がよくわかる。			
4	授業中、先生の話をしっかり聞いている。			
5	みんなの前で、自分の考えをよく発表している。			
6	総合的な学習の時間(生活科)は楽しく自分のためになっている。			
7	学年のレベルに合った本をたくさん読んでいる。			
8	友だちと遊ぶのが楽しい。			
9	昼休み時間はよく外で遊んで体をきたえている。			
10	道徳の時間、心の勉強をよくしている。			
11	こまつた時は、担任の先生や他の先生に相談することができる。			
12	給食はすききらいせず、残さず食べている。			
13	そうじは無言でいっしうけんめいしている。			
14	学校のものを大切に使っている。			
15	学校のきまりや約束をよく守っている。			
16	安全に気を付けてきまりよく登下校している。			
17	学校で火事や地震が起きた時のひなんの仕方を知っている。			
18	学校や地域で不審者がいた時、どうしたらよいか知っている。			
19	学校の遊具や道具は、安全に気を付けてきまりよく使っている。			
20	先生たちは、授業を分かりやすく教えてくれる。			
21	先生たちは、わたしたちの話をよく聞いてくれる。			
22	先生たちは、自分ががんばったことをほめてくれる。			
23	先生たちは、いじめなどの問題に真剣に取り組んでくれる。			

☆ 学校や先生のことで、「もっと~だったらいいなあ。」と思うことがあつたら書いてください。

(様式8) 「学校評価」に関するアンケート（保護者用　学校評価）

平成 年度 「学校評価」に関するアンケート（保護者用）

☆ あてはまるものに○を付けてください。

評価 A：よい B：おおむねよい C：ややよくない D：よくない E：分からない

区分	番号	アンケート項目	評価
経営方針目標	1	学校は、教育目標や教育方針、学校の課題を、参観日やたより等を通して分かりやすく伝えていますか。	A B C D E
	2	学校は、あいさつや返事ができ、思いやりのある子どもを育成するために、教育の充実を図っていますか。	A B C D E
	3	学校は、よく考え進んで勉強する子どもを育成するために、積極的に学力向上の取組を行っていますか。	A B C D E
	4	学校は、子どもの生命の安全を守り、からだをきたえ元気な子どもを育成するために、安全や保健体育の充実を図っていますか。	A B C D E
本校職員の取組	5	先生方は、子どもに分かりやすい充実した授業をしていますか。	A B C D E
	6	先生方は、子ども一人一人に目を向け、優しさ、愛情、厳しさをもって接していますか。	A B C D E
	7	先生方は、子どものことについて、誠実に対応していますか。	A B C D E
	8	先生方は、お互いに協力し、一貫した考え方で子どもたちの指導に当たっていますか。	A B C D E
	9	先生方は、子どもの模範となる行動や言葉遣いができますか。	A B C D E
	10	本校の職員は、来校される人に誠実に対応していますか。また、電話の応対はていねいですか。	A B C D E
設環境・施設	11	学校は、清掃が行き届いており、物をきれいに整理整頓し、美化に努めていますか。	A B C D E
	12	学校は、教育に必要な施設・設備が整っており、充実していますか。	A B C D E
	13	学校の施設や設備等は、十分な安全対策や管理がなされていますか。	A B C D E
学校と家庭や地域との社会連携	14	学校は、学力向上など保護者や地域社会の思いや願いの把握に努め、期待に応えようと努力していますか。	A B C D E
	15	学校は、家庭や地域社会と連携して、学力向上など子どもの教育に積極的に取り組んでいますか。	A B C D E
	16	学校は、学校教育や子どもたちの活動等の情報を、積極的に家庭や地域に伝えようとしていますか。	A B C D E
	17	学校から出される行事や案内等の文書は、事前に配付され、分かりやすいですか。	A B C D E
	18	参観日の年間の回数や時期は、適切ですか。	A B C D E
	19	学級懇談会の内容は工夫されており、魅力あるものですか。	A B C D E
	20	学校が出している「川南小よい子の1日」「家庭学習の手引き」「生活リズム3大作戦」等の学校や家庭での基本的なきまりは、適切で納得のいくものですか。	A B C D E

子どもの姿	21	あなたの子さんは、学校に行くのを楽しみにしていますか。 【登校意欲】	A B C D E
	22	あなたの子さんは、授業で進んで学習しようとしていますか。 【学習意欲】	A B C D E
	23	あなたの子さんは、家庭学習の習慣が身に付いていますか。 【家庭学習の習慣】	A B C D E
	24	あなたの子さんは、基本的な生活習慣（早寝早起き、朝食、生活のリズム、身なり等）が身に付いていますか。 【基本的な生活習慣】	A B C D E
	25	あなたの子さんは、元気な明るいあいさつができるですか。 【望ましい人間関係】	A B C D E
	26	あなたの子さんは、集団生活に必要なきまりや約束を守っていますか。 【適切な集団行動】	A B C D E
	27	あなたの子さんは、安全に気を付けて生活していますか。 【危険回避能力】	A B C D E

※ 28 保護者として望む子どもの姿はどのようなものですか？（ ）に○を付けてください。
(複数回答可)

- () 礼儀正しい子 () 思いやりのある子 () あいさつのできる子
 () 学力が身に付いた子 () 自ら学ぶ子
 () 元気な子 () 運動の得意な子 () 自分で善悪を判断できる子
 () 将来の夢に向かって努力する子
 () その他

※ 29 ご意見やご感想（具体的な考え方や改善策、よい面や改善された面、今後への要望等）がありましたら、ご記入ください。

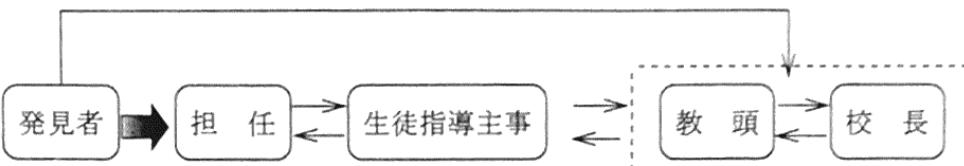
※ ご協力ありがとうございました。／（ ）までに、学級担任へご提出ください。

いじめ対応メモ

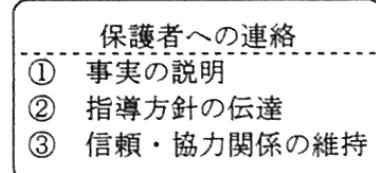
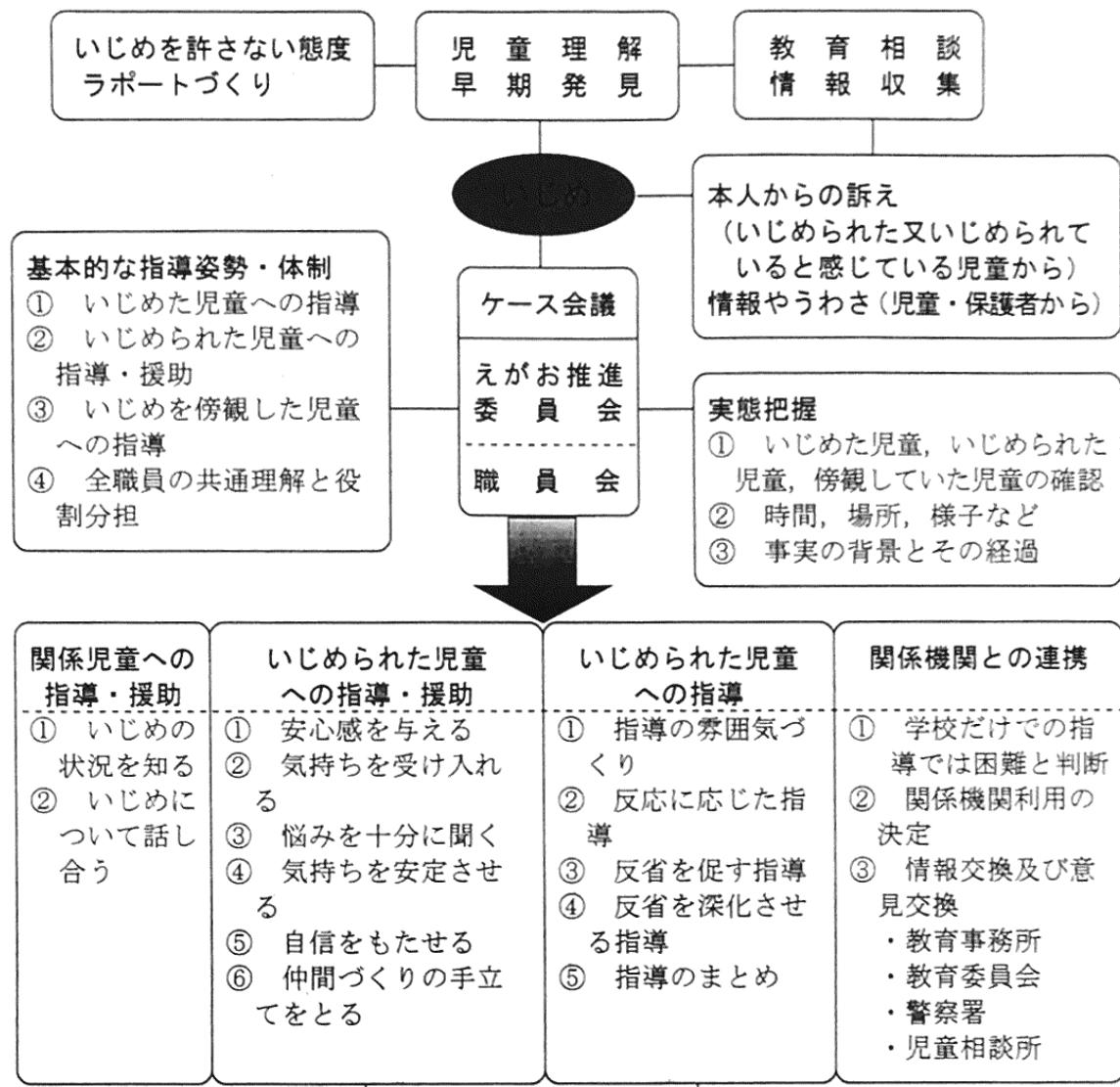
発覚日時	平成 年 月 日 (曜)			連絡者	
発 観 状 況					
被害者	年	男・女	氏名	保護者名	(姓)
加害者	年	男・女	氏名	保護者名	(姓)
	年	男・女	氏名	保護者名	(姓)
	年	男・女	氏名	保護者名	(姓)
事 件 発 生 の 原 因 と 状 況	被害児童の言い分			加害児童の言い分	
	<u>実態の分析と考察</u>				
今後の対応と指導の留意点					
家庭との連携					

いじめ問題への対応マニュアル

1 いじめ発生の報告



2 基本的な対応の流れ



- 指導・援助は、生命や人権尊重の立場に配慮しつつ、事実を正確に把握していくことが大切である。
- いじめは、継続的かつ陰湿に行われるため、事実が発覚し、対応に力を入れた後も教育相談などの事後指導を繰り返し、再発の防止に努める必要がある

※ 早期発見に努め、未然防止を大前提とする。

いじめ対応メモ

発覚日時	平成 年 月 日 (曜)			連絡者	
発 覚 状 況					
被害者	年	男・女	氏名	保護者名	(TEL)
加害者	年	男・女	氏名	保護者名	(TEL)
	年	男・女	氏名	保護者名	(TEL)
	年	男・女	氏名	保護者名	(TEL)
事 件 発 生 の 原 因 と 状 況	被害児童の言い分			加害児童の言い分	
	<u>実態の分析と考察</u>				
今後の対応と指導の留意点					
家庭との連携					

資料1

学校いじめ防止プログラム

川南町立川南小学校

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	えがお推進委員会(いじめ不登校対策委員会)		
4	対面式		〈道〉人とのかかわり①				学校経営説明会	計画・目標作成
5		代表委員会	〈特〉人間関係の形成①					
6		代表委員会 全校ふれあい集会 高齢者とのふれあい交流会①						
7	情報モラル教室			人権教育研修	毎月第1火曜日、 教育相談アンケートを実施する。 （10月は、県アンケートを実施。） ↓ アンケートの結果を受け、教育相談を実施する。 ※保護者アンケートを11月に実施	※毎月1回実施する。 ※特別な教育的支援をする児童について共通理解やいじめ・不登校対策について協議	学校関係者評議委員会	職員アンケート①
8				学級における生徒指導の進め方				中間評価と改善策
9			〈特〉人間関係の形成②					
10	運動会	代表委員会 運動会での紹づくり 高齢者とのふれあい交流会②	〈道〉人とのかかわり②					
11	ふれあい参観日	代表委員会 高齢者とのふれあい交流会③					保護者アンケート	保護者アンケート分析
12				各学級からの事例報告・教育相談の進め方 人権教育研修			学校関係者評議委員会	中間評価と改善策
1		代表委員会	〈道〉人とのかかわり③	人権教育研修			新春教育講演会	
2			〈特〉人間関係の形成③				PTA総会	年間評価
3	お別れ遠足	お別れ集会						次年度計画作成

資料2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制で臨む。
- ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。
- ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、該当情報を速やかに学校いじめ対応組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主事》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(代表委員会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信

号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

《生徒指導主事》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室の利用、電話相談「ふれあいコール」等について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（※資料5：「緊急時の組織的対応」）

- ① 情報を集める。

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）

【組織構成員】

全教職員で構成する。また、状況に応じて、高鍋警察署（スクールサポーター）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を加えて構成する。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む。

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、主幹教諭、管理職などで役割を分担)
 - いじめられた児童や、いじめた児童への対応。
 - その保護者への対応。
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに高鍋警察署（川南交番 TEL 27-0335）へ通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に加え、「組織」により適切に対応する。

③-A 子供への指導・支援を行う。

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育をうける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、高鍋警察署（川南交番）等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

● 加害者・傍観者に対する支援

- ・ 加害者に対しては、自らの行為を振り返らせるとともに深く反省させ、お互いの人格を尊重し合える態度を育む具体的な支援を行う。
- ・ 傍観者に対しては、いじめは許されない行為であることを再確認させ、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する指導を行う。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようとする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③一B 保護者と連携する。

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時	<input type="radio"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
健康観察	<input type="radio"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。
朝の会	<input type="radio"/> 体調不良を訴える。 <input type="radio"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 <input type="radio"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。
授業中	<input type="radio"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="radio"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="radio"/> 机周りが散乱している。 <input type="radio"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="radio"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="radio"/> 教職員が児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="radio"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="radio"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="radio"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="radio"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="radio"/> 衣服の汚れ等がある。 <input type="radio"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="radio"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="radio"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 <input type="radio"/> 一人で準備、片付けをしている。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="radio"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
<input type="radio"/> ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
<input type="radio"/> 教職員が近付くと、不自然に分散する。
<input type="radio"/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらななかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭をほしがる。

資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

